

# 学校と放課後児童クラブとの連携に関する基礎的研究

## A basic study on cooperation between schools and after-school care centers

鈴木 瞬  
Shun SUZUKI

### Abstract

In this research, we will clarify recent trends of policy on collaboration between schools and after school support projects and analyze questionnaire results conducted in the preliminary survey to clarify the actual situation and problems of collaboration between after school care centers and schools.

The survey results revealed that the cooperation between the school and the after school care center is relatively advanced. However, the actual situation is not necessarily fulfilling for children clubs after school. In addition, it became clear that the teacher of the after school care center who works in close cooperation recognizes the necessity of collaboration with the school. In other words, cooperating with schools may create a virtuous cycle for after school care centers.

Finally, as a future task, this paper examined the necessity to grasp the collaboration between schools and after school care centers as 'inter-organizational relationship'. Based on the preceding research, what future value of the school teacher who seems to be advantageous in the inter-organizational relationship in collaboration with the after school care centers, and the value is what in the future survey We will conduct questionnaire survey for elementary school on occasionally change.

Keywords : collaboration, inter-organizational relationship, school, after school care center

## 1. 問題の所在

昨今、学校教育においては、社会からの過剰な要求に対して、その機能を拡大し資源や人材の不足を補う必要から、学校教育システムと外部との境界の浸透性を高めなければならない事態が生じている(水本2008)。例えば、末富(2013)は、児童生徒の抱える複雑化した課題に向き合うことは「学校経営のレベルのみでは不可能であり、自治体や教育委員会の理解と体制整備、そして学校現場や関係機関を動員していくマネジメントに支えられることが重要」であり、その意味で教育経営からのクロスボーダーを行うことの必要性を指摘している。だが、実際にクロスボーダー実践が生じているのは学校外教育領域とそれ以外の領域であり、学校教育領域とその外部との境界には強固なインナーボーダーが存在し続けていることが指摘されている(本田2011)。それは学校と放課後児童クラブとの関係についても同様に観察されるものである<sup>1</sup>。このことは、放課後児童クラブ関係者の中で、いつの時代においても課題の一つとして意識されてきた<sup>2</sup>。

一方、2015年12月、中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(以下:「チーム学校」答申と表記)において、「チームとしての学校」を実現するために、①専門性に基づくチーム体制の構築、②学校のマネジメント機能の強化、③教員一人一人が力を発揮できる環境の整備という三つの視点に沿って学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことの必要性が提

<sup>1</sup> 本田(2011)は、論稿において、河村(2009)を引用し、学校教育と放課後児童クラブとの論理がかみ合わないことで、子どもが困難な状況に追い込まれている事例を挙げている。

<sup>2</sup> 全国学童保育連絡協議会編『日本の学童はいく』では、たびたび学校と放課後児童クラブとの関係に関する問題提起がなされている。

言された。「チーム学校」答申では、「チームとしての学校」の範囲を「少なくとも校務分掌上、職務内容や権限等を明確に位置付けることができるなど、校長の指揮監督の下、責任を持って教育活動に関わる者とするべきである」と示している。つまり、従来の教職員のほか、専門スタッフ（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT支援員、学校司書、外国語指導助手、部活動指導員、特別支援教育支援員）も含めて、「チームとしての学校」の同僚であると考えられている。

本稿で対象とする放課後児童クラブ支援員等は、必ずしもチームの一員として考えられているとは言えない。だが、このような多職種連携の必要性が言及される中で、近年、諸外国での学校教育と放課後支援実践との連携・協働のあり方の報告を確認する機会が増加してきた。例えば、前原（2017）は、ドイツでは、2002年以降「第一に子どもたちの午後の居場所を確保するという学童保育的要素が強い」全日学校が増え、教員以外の教育関係職（社会教育士や教育士）との協力が不可欠になっていることを指摘している<sup>3</sup>。このような諸外国での学校外教育領域も含めた包括的な議論が活発化している実態を踏まえると、わが国でも「学校経営について放課後も含めて検討することで、学校教育と放課後活動双方の充実につながる可能性がある」（池本2009）と考え、学校と放課後児童クラブとの連携について検討していく必要があるのではないだろうか。

そこで、本稿では、学校と放課後支援事業との連携について近年の政策動向を整理するとともに、予備調査で行ったアンケートの結果の一部の分析を通して、放課後児童クラブと学校との連携の実態と課題について明らかにする。また、このことを通して、学校と放課後児童クラブの連携を捉える枠組みについて検討する。

## 2. 近年の放課後施策の制度変容に見る学校と放課後施策間の関係性

### （1）総合的な放課後対策の推進

子どもの主体的な放課後生活の消失に伴い、わが国ではこれまで様々な放課後対策がなされてきた。だが、放課後に関わる制度の主担部門は不明確であり、関係機関間の連携不足もあったため、長く子どもの放課後生活は制度的に分断されてきたとの認識が一般的である（山縣2006、増山2015等）。一方、諸外国では「教育と福祉が一体的に議論される傾向が強まっており、「教育福祉」という概念で捉えられ、「トータルで教育の充実を図る」という方向性が明確に示されてきた（池本2009：203-204頁）。わが国でも、1970年代に「教育福祉」や「学校外教育」といった概念で「子どもの放課後」を捉えようとする試みが見られるものの、いまだ「子どもの放課後」を包括的に捉える理念が形成されているとは言えない。

このような状況下で、2006年5月に内閣府少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣のトップダウンにより発表され、2007年度より推進されたのが「放課後子どもプラン」である。本事業は、地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進することを目的としている。放課後子どもプランにおいては、学校や関係機関との連絡調整を行うコーディネーターの配置や運営委員会の設置が規定されている。文部科学省所管の放課後子ども教室は、2004年から2006年度までの3年間で実施してきた「地域子ども教室推進事業」の取り組みを踏まえ、2007年度から始まった「放課後子ども教室推進事業」の一環として実施されている。具体的には放課後や週末等に主に小学校の余裕教室を活用して、子どもたちの安心・安全な活動拠点である居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流・体験活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを趣旨としている。現在は、「学校・

<sup>3</sup> 協働の両義性や、学歴要件に規定される職業文化の違いから「真の対話が欠けている」（前川2017：114頁）ことなど、ドイツの全日学校における多職種協働については様々な課題が指摘されているが、これらについてはわが国の放課後児童クラブ支援員と学校教員との関係にも関連する課題である。

家庭・地域の連携協力推進事業」の一環として、学校支援地域本部等とともに推進されており、全国で16,027教室を実施している<sup>4</sup>。

放課後子どもプランの策定は、1990年代以降に「子どもの放課後」をめぐって教育と福祉のそれぞれにおいて進められてきた施策を新たに国レベルの制度として具現化したものである。佐藤(2008)は、制度構想上において「学校を活用しての、すべての子どもを対象とした放課後支援へと方向付ける施策として構想されたもの」という大きな方向性が確認できると指摘している。しかし、施策目的の異なる事業の一体化による放課後児童クラブの実質的な廃止への懸念(全国学童保育連絡協議会編2007)、自治体による既存の施策との様々なミスマッチなど(森下・松浦2011)、諸施策間の連携・協力には様々な課題があったことが指摘されている。また、行政は縦割りで所管事務を遂行しており、地方自治体レベルでも課が違えば、連携・協力は形骸化し、かえって軋轢が生じやすかったのではないということも推察される。それゆえ、2014年5月に産業競争力会議課題別会合で出された資料では、「平成19年から放課後子どもプラン(放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施)を開始したが、十分に進んでいるとは言えない」と、評価されている<sup>5</sup>。

これを踏まえて、2014年7月に「放課後子ども総合プラン」が新たに策定された。放課後子ども総合プランでは、「共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める」ことが目的とされている<sup>6</sup>。また、2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—では、放課後子ども総合プランの目的について、以下のように具体的に示されている<sup>7</sup>。

学校施設(余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等)の徹底活用、放課後児童クラブの開所時間の延長、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」を改正し自治体に計画の策定を求めるなど所要の制度的措置を年度内に実施する。これにより、放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分の受け皿拡大を図るとともに、約1万か所以上を一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室とする。

さらに、新たに開設する放課後児童クラブのうち、約80%を小学校内で実施することを目指すことが国全体の目標として示されており、学校を活用した放課後対策の充実を目指す動向はますます強まっていると言える。しかし、文部科学省と厚生労働省による2018年3月末の時点での実施状況調査によれば、同一の小学校内等で両事業を実施している市町村の実施率は20.4%であり、そのうち共通のプログラムを実施している「一体型」は12.0%である。放課後子どもプランと同様、いまだ十分な施策展開がなされているとは言えない。また、同調査では「自治体内において「放課後子どもプラン」への理解、実施に向けた調整を要する(29.3%)」や「学校長の理解が得られない(6.8%)」など、放課後子供教室及び放課後児童クラブの一体的な取り組みを進める上での課題についても明らかにしており、この結果を踏まえて、今後、一体型の「優良事例」の収集・周知や課題解決に向けた「一体型推進フォーラム(仮称)」の実施が検討されている。

以上のように、2000年以降、学校を活用しての放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な取り組みが推進されてきた。しかし、その取り組みは十分とは言えず、現在も異なる放課後施策間や学校と放課後施策間との間の連携の手法が模索されている。そこで、以下では「放課後子ども総合プラン」

<sup>4</sup> 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」及び「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」実施状況(平成28年10月)を参照。

<sup>5</sup> 平成26年8月11日放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議【資料1】文部科学省・厚生労働省「～放課後子ども総合プランについて～」を参照。

<sup>6</sup> 注5と同様。

<sup>7</sup> 注5と同様。

において求められる学校と放課後施策との連携のあり方について、①連携に向けた市町村による支援、②学校と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との連携に分けて整理し、検討する。

## (2) 放課後子ども総合プランにおける学校との連携に向けた市町村の取り組み課題

放課後子ども総合プランでは、学校は「放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むこと」が重要であると示されている。しかし、学校教員と放課後関係者（放課後児童支援員、教育活動サポーター）という「立場を越えて」連携して取り組むことは容易なことではない。

学校を活用した総合的な放課後対策の充実のためには、教員と放課後関係者という当事者間の連携・協力関係の構築を支援する市町村の取り組みが不可欠である。2014年7月に出された「放課後子ども総合プラン」について（通知）<sup>8</sup>によれば、総合的な放課後対策に向けて、学校施設（余裕教室等）を活用するために、市町村は学校と放課後支援事業との連携を積極的に支援していく役割があることが明記されている（図1）<sup>8</sup>。学校教員と放課後関係者が「立場を越えて」連携して取り組むために、市町村は「責任体制の明確化」に留意しつつ、「学校教育に支障がない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進する」必要がある。その際注意しなければならないことは、放課後児童クラブや放課後子供教室は、仮に学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一環として位置づけられるものではないということである。したがって、市町村教育委員会や福祉部局等が実施主体となり、責任をもって管理運営に当たる必要がある。例えば、事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫を行うことで、学校や関係者の不安感を払拭するよう努めることが可能である。このような工夫は、異なる職種間の協力における葛藤を乗り越える手法として有効であろう。

- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、「平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量」や「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策」、「小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備」する。
- 市町村は「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める。
- 都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分に協議する。

図1 学校と放課後支援事業との連携を積極的に支援していく市町村に求められる役割

## (3) 学校と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との「密接な連携」

以上のような市町村による支援を前提としつつ、学校と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の間にはどのような連携・協力関係を築くことが求められているのだろうか。「放課後子ども総合プラン」について（通知）<sup>8</sup>では、「学校と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携」と題して、以下の内容が示されている。

例えば、放課後子ども総合プランの実施に際しては、「児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、

<sup>8</sup> 「放課後子ども総合プラン」について（平成26年7月31日26文科生第277号、雇児発0731第4号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）を参照。下線部は筆者による。なお、以下の放課後子ども総合プランに関する学校との連携の説明については、他に脚注を示さない限り、本通知の内容を引用・参照する。

迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力」が必要である。また、「特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細やかに対応するよう努めること」とされている。そのうえで、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童（被虐待児やいじめ被害児童など）の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携して適切に対応する必要がある。なお、こうした連携にあたっては、「小学校区ごとに協議会を設置したり、学校支援地域本部を活用するなど、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい」という。

つまり、学校と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の間で、①円滑な事業促進に向けた日常的・定期的な情報共有を行うこと、②特別な支援や配慮を必要とする児童に関する話し合いを行うこと、③連携を促進するための小学校区ごとの情報共有の仕組みづくりを行うことを通して、「密接な連携」の実現が目指されていると考えられる。だが、これらの連携の視点は、それぞれ次元の異なるものである。①の内容が日常的な業務遂行のために必要な情報共有の次元であるのに対して、②の内容は子どもを取り巻く教育支援者として学校教員や関係機関とともに行う協働の次元であり、そのような協働を可能とするためには組織間の様々なボーダー（担当行政や専門性、資格の有無）を越えることなどの課題がある。「放課後子ども総合プラン」においては、この点について明記されておらず、各地域の学校教員や放課後関係者は、そのための「仕組みづくり」から考えていかなければならない状況である。

### 3. 学校と放課後児童クラブの連携関係

#### (1) 学校と放課後児童クラブとの「密接な連携」

以上のように、近年、学校教員と放課後関係者には立場を越えた密接な連携が目指されていることがわかる。異なる職種間の連携や協力における葛藤を乗り越えるために教育委員会や福祉部局などの実施主体による支援が必要であるとともに、当事者間での情報共有や協働の仕組みづくりの必要性も指摘されている。しかし、放課後児童クラブと放課後子供教室とが一体的に実施されているケースは少なく、同時に検討することは困難であるため、以下では、放課後児童クラブに焦点化し、学校との連携のあり方について検討していく。なお、放課後児童クラブは、学校内で実施している割合は放課後子供教室に比べて低いものの<sup>9</sup>、近年、「放課後児童クラブ運営指針」が策定され、学校との連携の必要性が明示されている。また、このような指針がない分、放課後子供教室の方が「導入されやすく、広く一般児童に開かれているものの、一部担当者に負担がかかり、実施基盤が曖昧で脆弱な場合も多い」と指摘されている（岩崎2015：68頁）。この点からも、放課後児童クラブと学校との連携を取り上げることで、組織的な連携関係に着目することが可能であると考えられる。

2014年4月に国が初めて示した放課後児童健全育成事業の基準である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、「放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない（第20条）」とされている。また、2015年3月に放課後児童クラブ運営に関する「全国的な標準仕様」として国が示した「放課後児童クラブ運営指針」では、第5章-1において、「子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る」とともに、「その実施にあたっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく」ことなどについて言及されている。

2016年5月時点での厚生労働省の実施状況調査によれば、学校との情報交換を行っているクラブは

<sup>9</sup>「放課後子ども総合プラン2018年度調査結果」によれば、学校で実施している放課後子供教室は7,431件（77.3%）、放課後児童クラブは11,898件（54.1%）である。

23,291か所（98.6%）である。また、遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるよう学校との連携を図っているクラブは17,954か所（76.0%）である。このように、学校と放課後児童クラブ間の連携・協力関係は充実している。また、東京都内の放課後児童クラブと小学校との連携について調査した東京都社会福祉協議会（2014）においても、小学校と放課後児童クラブとの間で児童の様子について情報提供や交換の仕組みがあると回答したクラブは486か所（76.3%）であり、その方法として、「話し合いの場」や「懇談会」、「おたより」や「お知らせ」が挙げられている。また、小学校と放課後児童クラブの両者が参加する会議の有無を尋ねた質問では、「定期的にある」と回答したクラブが239か所（37.5%）、「随時ある」と回答したクラブが106か所（16.6%）であり、合計で345か所（54.1%）と半数を超えている。両者ともに、そこで話し合われる内容は、「日常の状況」と「心配なケース」が多く挙げられている。しかし、同調査では小学校と放課後児童クラブの間で連携や協力を実施する上での課題についても自由記述で尋ねている。その結果、「小学校と学童保育の考え方の違いと小学校側の学童保育に対する認識度の不足」や「小学校と学童保育で所管課が違うことにより連携が困難になっている現場の苦勞」、「小学校から学童保育に対して「情報提供がされない」などの課題が多く挙げられている（東京都社会福祉協議会2014）。このように、先行調査からは、情報提供の仕組みや連携のための会議が存在することが確認できるとともに、その内実については放課後児童クラブから見た課題が多いことが推察される。

## （2）学校と放課後児童クラブとの連携に関する調査

梅原（2010）は、「学校と放課後児童クラブとの連携は、まずは保育する場と教育する場にある子育て機関同士の組織的な連携体制が土台にある。その上で、日常的・具体的にはそれぞれの実践の主要な担い手である指導員と教師との連携」が重要な意味を持つと指摘する。しかし、学校と放課後児童クラブの連携の内実は、はたしてそのようなになっているのだろうか。先行研究では、組織的な土台がないために、放課後関係者が、必要以上に学校的規範を引き込んでしまうことで、「学校との日常的な交流、連携にとどまらず、学校のルールの適用から教育的活動の導入まで、運営面から指導面にわたる広い意味での放課後への「学校の侵入」と呼びうる現象が生じている」ことが指摘されている（佐藤2008）。また、校長が変わると連携の方針や内容、頻度も変わるというように、組織的な連携の仕組みが形成されていないケースは多い。学校内で取り組んでいる場合、校長や教頭が協力的な意識を持っているかどうか、連携関係の構築の鍵を握っていると言わざるを得ないのが現状である。

以上を踏まえ、本稿では、日本放課後児童指導員協会が委託を受けた「平成28年度放課後児童支援員認定資格研修」の5会場で実施したアンケート調査（579件）をもとに、放課後児童クラブと学校との連携の実態と必要性の意識を確認する。本調査は、2016年9月から12月に行なった予備調査であり、調査結果の一般性を求めるものではない<sup>10</sup>。この結果は、今後、学校に実施する学校と放課後児童クラブとの連携に関する質問紙調査の質問項目を検討するための予備調査としての意義を有するものであり、ここでは学校と放課後児童クラブとの連携に関する課題を概観することに留めたい。

まず、「Q1. あなたの勤務する放課後児童クラブでは、学校との連携をしていますか」という問いに対して、「まったく連携していない」から「とても良く連携している」まで、5段階（1～5点）で評価してもらった。その結果を整理したのが図2である。指導員の回答のうち、最も高い割合を示していたのが「どちらともいえない（3点）」で33.0%、続いて「やや連携している（4点）」が32.1%であった。また、少なからず連携している可能性のある3～5点の群をあわせると45.4%であり、ほとんど連携していない1～2点の群は22.1%であることから、比較的多くの指導員が学校と放課後児童クラブとの連携が行なわれていると認識していることがわかる。

<sup>10</sup> 放課後児童支援員個々に回答をお願いしたため、連携の有無などの結果は放課後児童クラブとしては重複しているものであり、連携を行っているクラブ数を表すものではない。

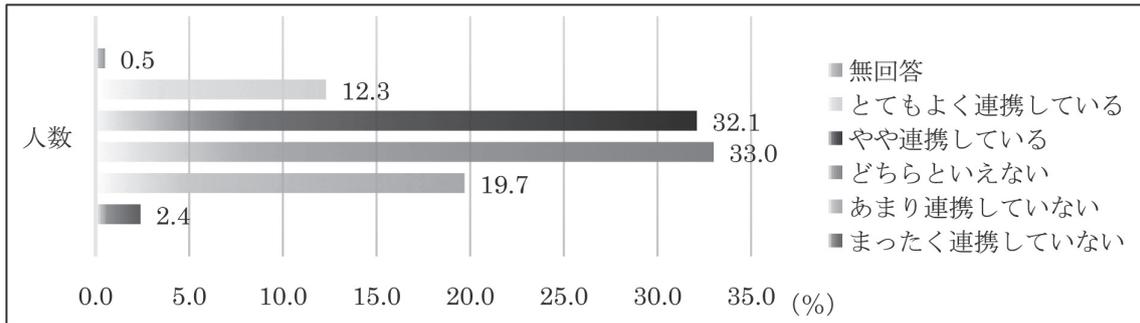


図2 Q1. 学校と放課後児童クラブとの連携の実態 (n=579)

また、少なからず「連携している」と考えられる回答者には、その内実について、自由記述形式で回答してもらった。学童の子どもの様子を伝えることや先生が見に来ること、行事について連絡し参加すること、子どものトラブルに関する相談・対応・情報交換をすること、児童クラブでの問題行動や障害のある子について情報共有をすることなどが、連携の具体的な内容として挙げられていた。

また、「Q7. 学校と放課後児童クラブの連携の必要性を感じていますか」という問いに対して、「まったく感じない」から「とても感じる」まで、5段階（1～5点）で評価してもらった。その結果を整理したのが図3である。最も高い割合を示していたのが「とても感じる（5点）」で67.9%、続いて「やや感じる（4点）」が18.3%であった。少なからず連携の必要性を感じている指導員は86.2%と多いことがわかる。一方で、Q7については無回答である指導員も40名（6.9%）おり、この質問自体に「無回答」を導く何らかの要因があったものと思われる。今後詳細に分析していかなければならないが、これまでの学校との連携における様々な経験が背景にあるものと推察する。

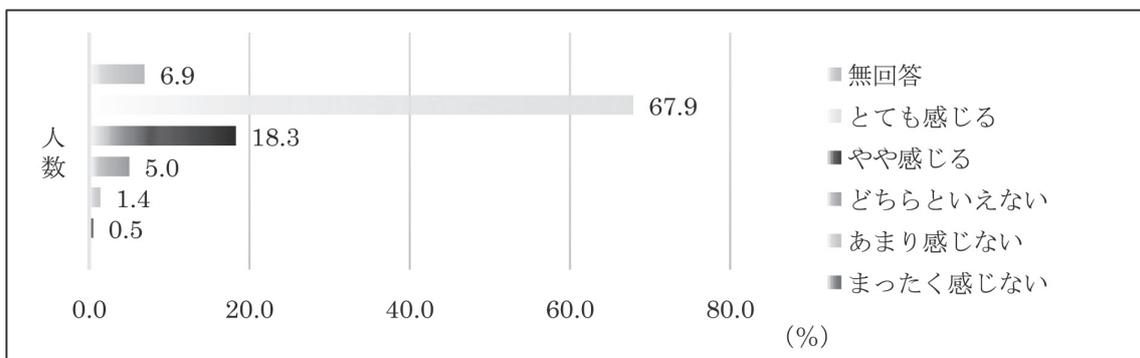


図3 Q7. 学校と放課後児童クラブとの連携の必要性 (n=579)

さらにQ1とQ7についてクロス集計を行った（表1）。この結果は有意な結果を示しており、現在あまり連携をしていない放課後児童クラブの指導員ほど学校との連携の必要性を感じておらず、一方、連携を積極的に行っている放課後児童クラブの指導員ほど学校との連携の必要性を認識していることが伺える。因果関係を判別することはできないため、これまでの連携実践の有無が連携の必要性を左右する要因であるとはいえないが、例えば、Q1の回答結果が「1. まったく連携していない」から「5. とても良く連携している」に変わるとつれて、Q7で連携の必要性を「5. とても感じる」と回答した指導員の割合が増加していることから、学校との連携を行うことと連携の必要性を認識することの間には好循環が生まれていることが示唆される。

表1 Q1×Q7のクロス集計

n=538		Q7					合計
		1. まったく感じない	2. あまり感じない	3. どちらともいえない	4. やや感じる	5. とても感じる	
Q1	1. まったく連携していない	7.10%	7.10%	21.40%	14.30%	50.00%	100.00%
	残差	3.4	1.8	2.8	-0.5	-2.0	
	2. あまり連携していない	0.00%	6.10%	7.00%	23.70%	63.20%	100.00%
	残差	-0.9	4.6	1.0	1.2	-2.7	
	3. どちらともいえない	0.00%	0.00%	8.70%	27.20%	64.20%	100.00%
	残差	-1.2	-2.0	2.5	3.0	-3.2	
	4. やや連携している	0.60%	0.00%	0.60%	15.90%	82.90%	100.00%
	残差	0.1	-1.9	-3.3	-1.5	3.5	
	5. とても良く連携している	1.50%	0.00%	1.50%	4.50%	92.50%	100.00%
	残差	1.1	-1.1	-1.5	-3.3	3.8	

$\chi^2 = 85.116$ ,  $df=16$ ,  $p<.000$

#### 4. 学校と放課後児童クラブの連携における組織間関係論的アプローチの必要性

以上のように、学校と放課後児童クラブ間の連携は比較的進んでいる実態が先行調査と本調査の結果より読み取れる。しかし、その内実については必ずしも放課後児童クラブにとって充実したものであるとはいえないことが先行調査から明らかであった。実際に連携をしている放課後児童クラブの指導員の方が学校との連携の必要性を強く認識していることを踏まえると、課題はあるものの、学校と連携していくことは放課後児童クラブにとって好循環を生み出す可能性が示唆される。

しかし、梅原（2010）の指摘のように、日常的・具体的な「それぞれの実践の主要な担い手である指導員と教師との連携」は、「まずは保育する場と教育する場にある子育て機関同士の組織的な連携体制が土台にある」とするならば、指導員の連携意識だけではなく、組織間関係としての連携に着目する必要があるだろう。組織間関係とは、「二つ以上の組織の何らかの形のつながりであり、資源交換、情報の流れ、共同行動、構造、パワー関係、価値共有としてあらわれる」ものである（山倉1992：64頁）。山倉は、「組織が他組織に依存していることは、他組織が組織にパワーをもっていることを意味している」（同上：68頁）として、組織間のパワーの形成について以下のように説明している。

組織が他組織に依存しているのは、他組織の供給する資源が組織にとって重要性が高く、他組織以外からの資源獲得が容易でない場合である。換言すれば、組織の他組織への依存の程度は、①他組織の資源の重要性、②代替的源泉の利用可能性によって規定される。組織の存続にとって、それなしでは済ますことのできない資源であればあるほど、当該資源交換の相対的規模が高ければ高いほど、他組織の資源の重要性は高まる。（同上：68頁）

組織間の資源依存やパワーに着目すると、組織間関係には、「双方依存型」「双方独立型」「一方的依存型」の3つのあり方がある（同上：69頁）。放課後児童クラブと学校との関係において言えば、組織間のパワーバランスは学校側が優位であることは明らかである。なぜなら、放課後児童クラブにとって、学校という場を利用させてもらっているという意識が強く（鈴木2015）、また、専門性や資格条件においても「教師から見て指導員を格下に捉える傾向はまだ存在している」（梅原2010：13頁）というように、そこに対等な関係性を構築することの難しさが認識されている。

しかし、組織間コラボレーションが実現している組織間には、「対等性・平等性」が存在する（佐々木2009）。佐々木は、「少なくとも初期の段階は、公式の権限関係からは自由であり、対等で平等な関係から出発している」と指摘する（佐々木2009：15頁）。しかし、学校と放課後児童クラブの関係は、「指導員の側からすると、まだまだ学校の敷居が高かったり、担任と対等な立場でやりとりをすることをためらう現状」が多いのであり（竹中2010：44頁）、組織間の対等性や平等性を構築することは大き

な課題である。これについて、山倉（1992）は「一方的依存の下では、組織はいかに依存関係を変更していくのが重要な課題となり、組織間依存のマネジメントとして問われる」と指摘し、いくつかの方策を示している。図4をもとに、学校と放課後児童クラブの組織間関係に着目すると、第2方策や第3方策は、現在の法制度の展開とは一致しないため現実的とはいえない。しかし、第1方策のように、学校にとって放課後児童クラブの価値を高めることや、第4方策のように、様々な子どもの放課後生活にかかわる施策・事業や児童福祉施設等と結託して学校との連携関係を再構築することは、今日求められている放課後関係者と学校教員との連携関係の構築の方向性として検討可能な方策である。

第1方策	他組織に対する自らの資源そのものの価値を高める。それによって他組織の自らへの依存を高める。 例) 学校の他の連携機関等よりも、放課後児童クラブが、学校が必要とする子どもの情報を蓄積することや、信頼できる連携対象となる。
第2方策	他組織以外の選択肢を増やす。代替源の拡大により、組織の他組織への依存を低くする。 例) 学校外で放課後児童クラブを実施することで、学校への依存を減らす。
第3方策	他組織との関係の必要性を減らす。組織が他組織に与えている価値そのものを減らす。 例) 学校とは連携せず、非認知能力などに着目し、放課後児童クラブを独立した子育ての場として充実させる。
第4方策	結託の形成により他組織にとっての選択肢を減らす。これにより、他組織の自組織への依存を高める。 例) 様々な児童福祉施設や放課後支援事業との連携を深めることにより、学校にとっての連携機関の選択肢を減らすことで、放課後児童クラブへの依存を高める。

図4 組織間依存のマネジメントにおける4つの方策

以上を踏まえ、今後の本調査において、組織間関係において優位であると思われる学校教員が、放課後児童クラブとの連携にどのような価値を見いだしているのか（資源依存）、また、その価値はどのような時に変容しうるのかについて、小学校への質問紙調査を行い明らかにしていきたい。また、放課後児童クラブ自身もどのような「組織間依存のマネジメント」を行い、学校との依存関係の転換を図ろうとしているのかについて、具体的な事例分析を行ないたい。これらの調査については今後の課題とする。

## 5. 主要引用・参考文献

- 池本美香編著（2009）『子どもの放課後を考える—諸外国との比較でみる学童保育問題』勁草書房
- 梅原利夫（2010）「「ただいま」の瞬間を読み取る目」学童保育指導員専門性研究会『学童保育研究』第11号、6-13頁
- 佐々木利廣・加藤高明・東俊之・澤田好宏（2009）『組織間コラボレーション—協働が社会的価値を生み出す—』ナカニシヤ出版
- 佐藤晃子（2008）「近年の「子どもの放課後」をめぐる政策的変容に関する一考察—「生活の場」としての学童保育の位置づけをめぐって」『生涯学習・社会教育学研究』第33巻、45-54頁
- 社会福祉法人東京都社会福祉協議会（2014）『就学前から学齢期までの連続した支援に向けて 都内の学童保育の状況—保育の内容・保育所との連携など—』
- 竹中真美（2010）「ともに子育てできる基礎づくりを」学童保育指導員専門性研究会『学童保育研究』第11号、39-45頁
- 本田由紀（2011）「強固に残るボーダー——自閉化する日本の学校教育に対する社会システム論からの示唆」『教育学研究』第78巻第2号、114-125頁
- 前原健二（2017）「新たな学校像における教育の専門性（1）—ドイツの事例から—」『日本教育経営学会紀要』第59号、109-116頁
- 山倉健嗣（1993）『組織間関係—企業間ネットワークの変革に向けて—』有斐閣

